

評価項目		評価のウエイト
評価の着目点	判断基準	
主任担当者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格		
(様式-3) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① a) 「物件部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） b) 「物件部門」の補償業務管理士 ② c) 「物件部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 d) 行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。		① 4 ② 2
継続教育取組実績		
CPDの取得状況		
(様式-3) CPDの取得状況について以下の項目で評価する。 ① 補償コンサルタントCPD協議会の発行するCPDの取得ポイント証明書（写し）が有り、補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位（30単位）を満たしている者。 ② 上記以外		① 1 ② 0
業務経験		
業務実績		
(様式-3) 同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。		① 8 ② 4
若手技術者		
(様式-3) 若手技術者（40歳以下）の活用について以下の項目で評価する。 ① ・ 主任担当者に若手技術者（40歳以下）を配置する場合。 ② ・ 上記以外		① 6 ② 0
専門技術力		
業務成績		
令和2年度以降令和5年度末までに完了した業務（設計共同体としての業務を含む。）について、担当した関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1) 関東地方整備局発注の実績 2) 業務成績における全国評価の試行 3) 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記3)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)から3)の実績がない場合は加点しない。 ① 77点以上 ② 76点以上77点未満 ③ 75点以上76点未満 ④ 74点以上75点未満 ⑤ 73点以上74点未満 ⑥ 60点以上73点未満		① 12 ② 10 ③ 7 ④ 5 ⑤ 2 ⑥ 0
令和5年度に完了した業務について、担当した関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の補償関係コンサルタント業務の技術者評点到60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、主任担当者・担当技術者とする。		- 5

評価項目		評価の ウエイト
評価の着目点	判断基準	
	優良表彰 (様式－３) 令和２年度以降令和５年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。 ① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、局長より受けた経験がある者。 ② 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ただし、照査技術者として従事した業務、災害関連の感謝状の類は除く。	① ２ ② １
照査技術者の経験及び能力		
	資格要件 技術者資格 (様式－３②) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① a) 「物件部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） b) 「物件部門」の補償業務管理士 ② c) 「物件部門」に係る補償業務に関し７年以上の実務の経験を有する者。 d) 行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験３年以上を含む２０年以上の実務の経験を有する者。	① ３ ② １
	継続教育取組実績 CPDの取得状況 (様式－３②) CPDの取得状況について以下の項目で評価する。 ① 補償コンサルタントCPD協議会の発行するCPDの取得ポイント証明書（写し）が有り、補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位（３０単位）を満たしている者。 ② 上記以外	① １ ② ０
	業務経験 業務実績 (様式－３②) 同種又は類似業務の実績を以下の項目で評価する。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。	① ３ ② １
	専門技術力 業務成績 令和２年度以降令和５年度末までに完了した業務（設計共同体としての業務を含む。）について、担当した関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 １) 関東地方整備局発注の実績 ２) 業務成績における全国評価の試行 ３) 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記３)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、１)から３)の実績がない場合は加点しない。 ① ７７点以上 ② ７６点以上７７点未満 ③ ７５点以上７６点未満 ④ ７４点以上７５点未満 ⑤ ７３点以上７４点未満 ⑥ ６０点以上７３点未満	① １０ ② ８ ③ ６ ④ ４ ⑤ ２ ⑥ ０

評価項目		評価の ウエイト
評価の着目点	判断基準	
実施方針・実施フロー・工程計画その他（様式-7）		
	業務理解度（課題、着目理由） 業務を履行するうえでの課題及びその理由が適切であり、業務目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 なお、課題については、最も重要と考えられるものを1項目記載することとし、2項目以上記載した場合、又は複数の課題を1項目として記載した場合は、加点しない。	15
	対応方針 課題、着目理由を踏まえ、適切な対応方針が記載されており、本業務の履行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	15
	実施フロー 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	工程計画 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。工程計画は予定履行期間内で記載すること。予定履行期間内で無い場合は加点しない。	10
	仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。 また、以下の場合は技術提案書を無効とする。 ・業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合。 ・様式-7に示された記載様式に適合しない（課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画以外の内容を記載した場合を含む。）技術提案である場合。	-
賃上げの実施に関する評価		
	入札説明書（共通事項）17.（6）に示す賃上げの実施について、以下のいずれかで評価する。 ①・入札説明書（共通事項）17.（6）1）を満たす賃上げ表明書を提出している。 ②・上記以外	① 6 ② 0

予定価格	41,650,000	(消費税抜き)
調査基準価格	33,150,000	(消費税抜き)
価格点の満点	60	

入札調書(総合評価落札方式)

1. 件名 R6矢板拡幅外用地調査等業務
 2. 所属事務所 宇都宮国道事務所
 3. 入札日時 令和7年5月1日 10:00~

業 者 名	技術評価点の内訳					履行確実性度	技術評価点合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	賃上げの実施に関する評価	実施方針	評価テーマ			入札価格	価格評価点(B)	評価値(A)+(B)		
評価のウェート	14.7	13.5	3.3	28.3	0.0		60.0000	—	60.0000	120.0000	履行確実性確認の結果、令和7年5月8日付け落札決定	
日昌測量設計(株)	11.3	13.5	3.3	19.5	0.0			無効				
(株)間瀬コンサルタント	9.0	11.3	3.3	22.0	0.0	1.00	45.8490	33,200,000	12.1728	58.0218		
(株)四門	11.3	13.5	3.3	24.5	0.0	1.00	52.8113	33,160,000	12.2304	65.0417		
協和補償コンサルタント(株)	14.7	13.0	3.3	17.5	0.0	1.00	48.6792	33,160,000	12.2304	60.9096		
(株)エイト日本技術開発	11.3	12.4	3.3	24.9	0.0	1.00	52.0754	33,190,000	12.1872	64.2626		
(株)石川総合設計	11.3	13.5	3.3	25.4	0.0	1.00	53.7169	33,150,000	12.2448	65.9617		落札
中央技術(株)	11.3	13.5	3.3	17.5	0.0			無効				
日本工営都市空間(株)	11.3	11.3	3.3	18.4	0.0	1.00	44.4905	33,150,000	12.2448	56.7353		

※「技術評価点の内訳」の各項目の評価点は小数第2位を切り捨てて算出しているため、各項目の和に「履行確実性度」に係る係数を乗じたて求めた値と、技術評価点合計(A)の値は合致しません。

※評価値(A)+(B)は、端数処理を行う前の技術評価点と価格評価点の和に対し、少数第5位以下を切り捨てて算出しているため、技術評価点合計(A)+価格評価点(B)と合致しない場合があります。

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。